

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、財政援助団体等監査の結果を次のとおり公表する。

令和7年7月28日

南三陸町監査委員 横山 孝明
南三陸町監査委員 及川 幸子

(別紙)

1 はじめに

本監査は、南三陸町が補助金等の財政的援助を与えていたもの及び地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものについて、南三陸町監査基準（令和2年監査委員訓令第1号）に準拠し、実施したものである。

2 監査を執行した監査委員

南三陸町監査委員 横山 孝明

南三陸町監査委員 及川 幸子

3 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

4 監査の対象

（1） 補助金

次の団体等に対し令和6年度に交付した補助金に関し、町の所管課等が行った事務及び財政援助団体等が行った出納関係事務等

財政援助団体等	補助金の名称
南三陸ネイチャーセンター友の会	南三陸町おらほのまちづくり支援事業補助金
個人	南三陸町若者定住マイホーム取得促進事業補助金
(特非) 夢未来南三陸	南三陸町地域おこし協力隊受入事業者補助金
(福) 美楽会	社会福祉法人等利用者負担額軽減制度事業補助金
(株) 椎彩社	南三陸町山の幸振興総合対策事業補助金
南三陸町有害動植物等対策協議会	南三陸町有害鳥獣捕獲団体補助金
個人	南三陸町浄化槽設置事業費補助金
南三陸商工会	南三陸商工会事業費等補助金

(一社) 南三陸町観光協会	南三陸町観光振興対策事業費補助金 (スポーツ合宿等の誘致による宿泊 促進事業)
---------------	---

※略称について

(特非) …特定非営利活動法人、(福) …社会福祉法人、(株) …株式会社、
(一社) …一般社団法人

(2) 公の施設の指定管理者

次の団体に対し令和6年度に支出した公の施設の指定管理料等に
関し、町の所管課が行った事務及び当該団体が行った指定管理業務に
係る出納関係事務等

指定管理者	管理施設	所管課
(株) 清建	南さんりく斎苑	農林水産課

5 監査の着眼点

(1) 補助金交付事務所管課等

- ① 事務処理は法令等に適合しているか
- ② 補助金交付要綱等は整備されているか
- ③ 補助金額の算定、交付決定、交付時期、手続等は適正か
- ④ 補助金交付の目的及び対象事業の内容は明確か

(2) 財政援助団体等

- ① 補助金の請求、受領は適正に行われているか
- ② 補助金に係る出納関係帳票の整備、記帳は適正か
- ③ 事業は計画及び交付条件に従って実施されているか

(3) 公の施設の指定管理業務所管課

- ① 指定管理者の指定は、適正、公正に行われているか
- ② 管理に関する経費の算定、手續等は適正か
- ③ 指定管理者に適時に報告を求め、又は指示しているか

(4) 公の施設の指定管理者

- ① 施設は、適正に管理されているか
- ② 協定等に基づく業務の履行は適正か
- ③ 管理業務に係る出納関係帳票の整備、記帳は適正か

6 監査の実施内容

(1) 監査の期間

令和7年6月23日（月）～令和7年7月25日（金）

（2）監査対象課等

企画課、保健福祉課、農林水産課、商工観光課

（3）監査の方法

関係書類に基づいて、一連の事務手続きについて調査を実施した。

また、関係課から事務処理状況並びに業務執行状況等について聴き取りを実施した。

7 監査の結果

補助金の交付事務所管課における事務手続きに関しては、補助金等交付規則や補助金交付要綱等に基づいて、おおむね適正に処理されていると認められた。

ただし、年度当初からの事業対象としているにもかかわらず年度末に補助金交付要綱を制定し、事務処理を行っている補助金を確認した。

これについては、当該補助金所管課等の所属長から意見等を聴き取った上で、指摘した。

公の施設の指定管理業務の所管課において行われた事務及び当該施設の指定管理者が実施した管理業務等に関しては、おおむね適正に処理されていると認められた。

8 結び

町が補助金等の財政的援助をしている団体及び公の施設の指定管理を行わせている施設に係る出納その他の事務が目的に沿って適正かつ効率的に行われているかを主眼に審査を実施した。

全体的に適正な事務処理内容であり、過去に指摘した軽微な事務処理については改善が見受けられた。

ただし、提出された資料内容等の確認不足が見受けられたので、提出資料等についても細部まで確認すべきである。

今後においても、なお一層の補助金交付事務の適性化に取り組まれることを期待し、結びとする。